

射水市指定宅地取得支援助成金交付要綱

平成20年3月11日

告示第33号

改正 平成29年3月22日告示第138号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市が指定する宅地（住宅付土地を含む。以下「指定宅地」という。）について、居住のために宅地を購入しようとする者に対して土地取得費の一部を助成することにより、本市での子育て世帯をはじめとする定住人口の増加と良好な住宅環境の形成を図り、もって未活用の土地の利用を促進するため、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号）第17条の規定に基づき、射水市指定宅地取得支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、自らが居住するために、指定宅地を購入し、当該指定宅地の取得から1年以内に住宅を建設した者又は住宅付土地を購入した者であって、当該指定宅地に住所を有するものに対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

第3条 市長は、自らが居住するために、指定宅地を購入した者であって、次の各号に掲げる条件のいずれかを満たすものに対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

- (1) 土地を購入した場合においては、当該土地の売買契約をした日から起算して1年以内に当該土地に住宅を建設し、住所を有すること。
- (2) 住宅付土地を購入した場合においては、当該住宅付土地の売買契約をした日から起算して1年以内に当該土地に住所を有すること。

(助成金の額)

第4条 助成金の交付額は、取得した土地面積1平方メートル当たり2,600円を乗じて得た額（その額が60万円を超える場合は60万円）とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の期間)

第5条 市長は、前条に規定する助成金額を、取得した土地に対し最初に固定資産税が課せられる年度以降3箇年で交付するものとする。

(助成金の資格申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、第2条の条件を満たすとともに、購入した土

地又は住宅付土地の売買契約の日から起算して1年以内に指定宅地取得支援助成金資格申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 土地又は住宅付土地の売買契約書の写し
- (3) 建築確認済証の写し
- (4) 売買された土地の登記事項証明書
- (5) 土地取得者と居住者が異なる場合は、戸籍謄本
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請について、その内容を審査し、相当と認めたときは、指定宅地取得支援助成金資格証(様式第2号。以下「資格証」という。)を交付して当該申請者に通知する。

(助成金の交付申請)

第7条 資格証の交付を受けた者は、第5条に規定する期間において、助成金の交付を受けようとする各年度の1月15日までに、指定宅地取得支援助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 世帯全員の市税の納税証明書
- (3) 世帯全員の課税及び納税状況の調査を認める同意書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、相当と認めたときは、指定宅地取得支援助成金交付決定通知書(様式第4号)を交付して当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、指定宅地取得支援助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(届出)

第10条 資格証の交付を受けた者(その者が死亡した場合、その相続人)は、次の各号のいずれかに該当したときは、指定宅地取得支援助成金資格内容変更届(様式第6号)により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 資格証を受けた者が死亡したとき。

- (2) 資格証を受けた者の住所に変更があったとき。
- (3) 助成金交付対象土地の所有権に変更があったとき。
- (4) 助成金交付対象土地上の家屋が滅失したとき。

(交付決定の取消し及び助成金の還付等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 申請者及びその世帯員に市税の滞納があるとき。
- (3) 前条第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の射水市指定宅地取得支援助成金交付要綱第4条の規定により助成金の交付申請をした者に対する助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月22日告示第138号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。